

在籍型出向で活用できる！

R 6. 4～部分出向も対象に！

産業雇用安定助成金

(スキルアップ支援コース)を活用してみませんか？

◆どんな助成金？

- ・労働者のスキルアップを目的とする在籍型出向
- ・労働者の出向復帰後6ヶ月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇させる
- ・出向元事業主に対して助成する制度

◆助成内容は？

◆対象：出向元事業主（企業グループ内出向の場合は支給されません）

出向期間中の賃金の一部を助成します。

助成期間は
1年間！



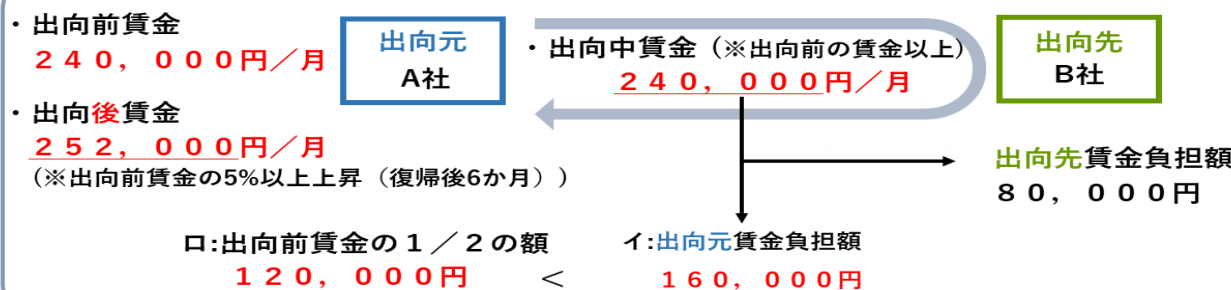
	中小企業	中小企業以外
助成率	2 / 3	1 / 2
助成額	以下のいずれか低い額に助成率をかけた額（最長1年まで） イ 出向労働者の出向中の賃金 のうち出向元が負担する額 ロ 出向労働者の出向前の賃金の 1 / 2 の額	
上限額	8,635円 / 1人1日あたり (1事業所1年度あたり1,000万円まで)	

※1 出向中の労働者に対する賃金は出向前に支払っていた賃金以上の額を支払う必要があります。

※2 雇用保険の基本手当日額の最高額（令和6年8月1日時点）。毎年8月に改正されるためご注意ください。

◆助成額の算出(イメージ)

A社(中小企業)からB社に出向 勤務日数 20日/月



産業雇用安定助成金 助成額：(イ、ロのいずれか低い額 × 助成率: 2/3)

80,000円

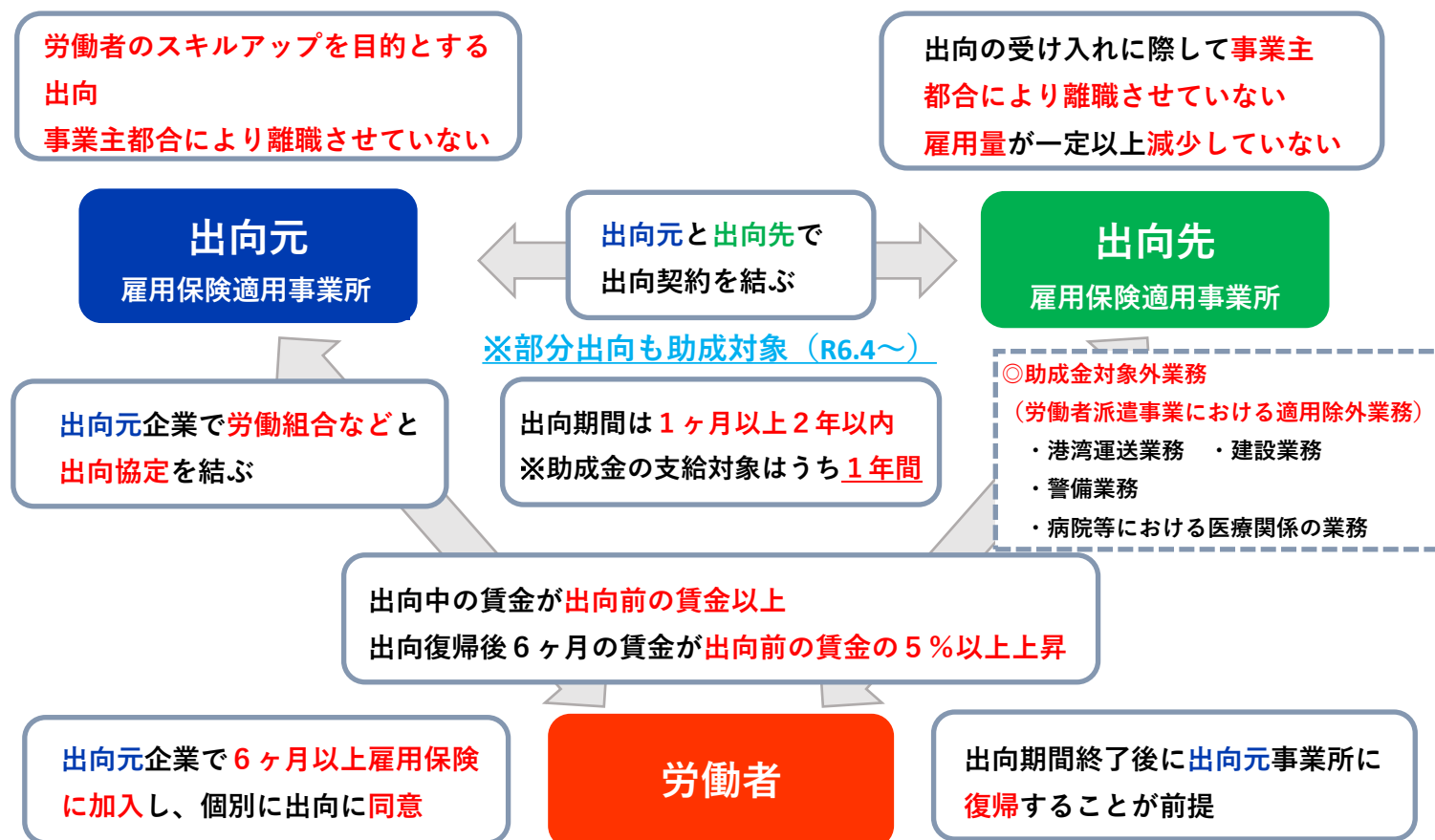
※上限額の条件である日額8,635円以下を満たしている場合
80,000円/20日 = 4,000円 < 8,635円 (上限額)

※ 詳しくは厚生労働省HPに掲載されていますのでご覧ください。

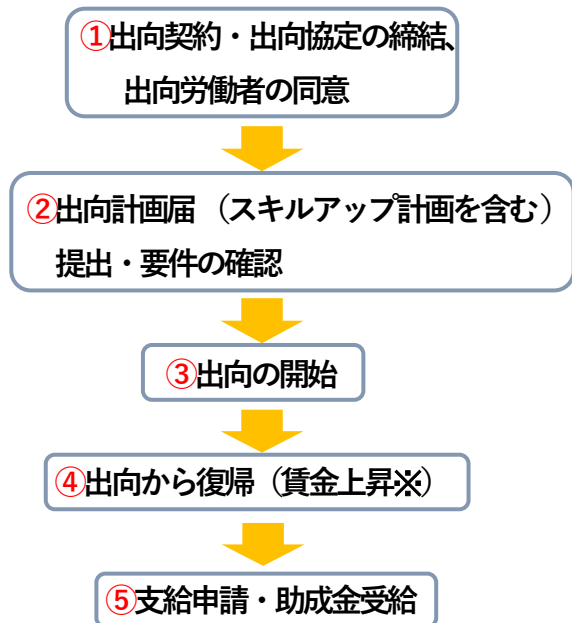
産業雇用安定助成金 検索



◆助成を受けるための主な要件



◆申請手続きについて



※部分出向とは？

○A社に在籍し、A社に勤務しながら、B社でも勤務することです。

(例) ①週末だけA社で他はB社で勤務する。

②月始めと月末のみA社で他はB社で勤務する。

◆産業雇用安定助成金を活用する場合の要件

- ・出向先で勤務を行う日と同一日に出向元において勤務を行わないこと
- ・出向期間中において1か月ごとの出向先で勤務した日数が、出向元において出向前の原則1か月の所定労働日数の半分以上であること

(例) 元々の所定労働日数が20日の場合、10日以上
の勤務が出向先で必要。

◆問い合わせ先◆

出向・助成金に関する
ご相談はこちらまで→



鳥取労働局 職業対策課
TEL: (0857)29-1708

※鳥取労働局HPにも掲載しています
のでご覧ください。

鳥取労働局

検索



060801